

本規定は、本サービス（「クリアラボ」の名称で当社が提供しているサービスであって、登録者から提供を受けたデザイン、キャラクターの図柄等（以下「デザイン等」といいます。）を利用した商品を当社において製造・販売して、その利用の対価を登録者に支払うサービスのことをいいます。以下、同じ。）について、登録者の遵守事項及び当社と登録者との間の権利義務関係を定めるものです。

第1条

- 1 本サービスの登録者となることを希望する者（以下「登録希望者」といいます。）は、本規定を遵守することに同意し、かつ当社の定める一定の情報（以下「登録情報」といいます。）を当社に提供することにより、登録者の申請ができます。
- 2 当社は、当社の基準に従って、登録希望者の登録の可否を判断し、当社が登録を認める場合にはその旨を通知します。
- 3 前項に定める通知により、本規約の諸規定に従った本サービスの契約が登録希望者と当社間に成立します

第2条

- 1 当社は、登録希望者又は登録者が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、登録を拒否し、又は登録の取り消し、抹消を行うことができるものとします。
 - (1) 当社に提供された登録情報の全部又は一部につき虚偽又は誤りがあった場合
 - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであって、登録者となること及び本サービスの契約締結について、法定代理人、後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていない場合
 - (3) その他当社が登録を適当でないと判断した場合
- 2 当社は、登録希望者又は登録者に対し、前項に定める審査のため必要な資料の提出を求めることができます。登録希望者又は登録者は、当社から資料の提出を求められた場合には、速やかに指定された資料を提出するものとします。

第3条

- 1 登録者は、本サービスに基づいてデザイン等の提供を希望する場合、当該デザイン等のデータ（原画）を当社に提供するものとします。
- 2 登録者は、前項の提供にあたって、第三者又は当社の知的財産権（著作権、

- 意匠権、特許権、実用新案権、商標権、工業所有権等)及びその他の権利を侵害する、または侵害する恐れがあるデザイン等を提供してはいけません。
- 3 第1項の提供を受けて、当社が、当該デザインを商品化のために利用する旨の通知を登録者に行うことによって、当該デザインは本サービスの対象となります(以下、本サービスの対象となるデザイン等を「提供デザイン」といいます。)
 - 4 登録者は、提供デザインが第三者の権利を侵害しないことを当社に保証するものとします。

第4条

登録者は、当社に対し、提供デザイン及びその名称を複製その他の方法によって使用して商品を製造及び販売し並びに商品に関連した宣伝、広告及び販売促進物等に使用する権利(以下「本商品化権」といいます。)を付与するものとします。

第5条

- 1 当社は、登録者に対して、提供デザインの使用の対価として、当該デザインを利用した商品(以下、単に「商品」といいます。)の出荷数に商品の小売価格(税込価格)を乗じた額の8%及びこれに対する消費税を加算した金額を支払います。
- 2 前項の使用料の支払義務は、当社が商品を出荷したときに発生するものとします。
- 3 当社は登録者に対して、使用料を、毎月末日締め翌々月末日までに、登録者の指定する口座に振り込んで支払うものとします(以下、この毎月の使用料を「月次使用料」といいます。)
- 4 前項に関わらず、当社は、月次使用料の金額が10,000円未満の場合には、登録者に支払うべき月次使用料の総額が10,000円に達した月の翌々月末日又は前項の期限の6カ月後のいずれか早い日に支払うものとします。
- 5 月次使用料の振込手数料は、登録者が負担するものとします。

第6条

- 1 当社は、登録者が提供する提供デザインのデータ(原画)を使用して、商品を製造するものとします。
- 2 当社は、提供デザインを使用した商品を販売する前に、その見本の画像を登録者に提出して、登録者の承諾を受けるものとします。既に使用されている

ものに変更を加える場合も同様とします。

- 3 登録者は、前項により当社が提出した見本の修正を求めることができます。

第7条

登録者は、本契約の期間中、当社が提供デザインを利用して製造・販売している商品と同一又は類似する商品の販売を行うことができません。第三者にその許諾を行うことも、行うことができません。ただし、当社の書面による同意がある場合は、この限りではありません。

第8条

- 1 当社が商品を製造するために使用する提供デザインの著作権（著作権法27条及び28条に定める権利を含む）は、すべて登録者に帰属します。
- 2 商品に関し発生した著作権（著作権法27条及び28条に定める権利を含む）は、すべて登録者に帰属します。
- 3 当社は、登録者の書面による同意を得ない限り、提供デザイン及び商品の商標、意匠その他の産業財産権の登録出願を行いません。

第9条

- 1 当社が本契約に基づいて製造販売する商品について、第三者から著作権侵害、商標侵害、不正競争、不正行為又はその他の理由によって差止め、損害賠償又はその他の請求を受けた場合であっても、登録者が第2条に違反する場合を除き、登録者は一切の責任を負いません。
- 2 登録者が第2条に違反することによって、当社が第三者から著作権侵害、商標侵害、不正競争、不正行為又はその他の理由によって差止め、損害賠償又はその他の請求を受けた場合、登録者は当社の受けた損害を賠償しなければなりません。

第10条

- 1 当社は、登録者の承諾を得ることなく、本規約を変更できるものとします。
- 2 当社は、本規約を変更した場合には、当社が適当と判断する方法により、登録者に当該変更内容を通知するものとします。
- 3 前項の通知後、登録者が本サービスを利用した場合又は当社の定める期間内に登録取消の手续をとらなかった場合には、登録者は、本規約の変更に同意したものとみなします。

第11条

- 1 登録者は、当社の書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
- 2 当社は本サービスにかかる事業を第三者に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに登録者の登録情報その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、登録者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の実業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第12条

本契約に関して紛争が生じた場合は、東京地方裁判所を専属的合意管轄の裁判所とします。